

都市公園内における自動販売機設置業者の公募について

自動販売機の設置は、これまで指定管理者等の公園管理業務の一部を担う者などに設置を許可してきましたが、今後は公募で選ばれた者を許可の対象に加えることにします。

公募箇所については、グラウンドや駐車場を備えるなど、自動販売機利用が見込まれる公園とします。

記

1 現状

現在、指定管理者等が公園内に自動販売機を設置する場合は、「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、使用料として200円/㎡・月を徴収しています。

2 公募方針

公募を実施する公園を市が選定し、公募手続きにおいて、公園使用料として最高額を提案した者に設置を許可します。

こうした公募の方法を導入するため、条例の一部改正が必要になります。

なお、使用料収入は公園管理業務に充てます。

3 公募対象の公園

年度	公募予定公園数	区別の内訳
令和4	18	小倉北1、小倉南4、若松1、八幡東3、八幡西8、戸畑1

4 今後のスケジュール

令和3年12月 12月議会に条例改正案を提出（予定）

令和4年 1月 公募手続開始

令和4年 3月 設置事業者を決定

令和4年 4月～ 順次設置

公募により令和4年度に自動販売機の設置許可を予定する都市公園

区	公園数	公園名	箇所数
小倉北	1	勝山公園	1
小倉南	4	志井公園	1
		安部山公園	1
		朽網中央公園	1
		横代中央公園	1
若松	1	高塔山公園	2
八幡東	3	高見中央公園	1
		東田大通り公園	2
		桃園公園	5
八幡西	8	永犬丸中央公園	2
		香月中央公園	3
		上津役公園	1
		洞北緑地	1
		金剛中央公園	1
		瀬板の森公園	3
		星ヶ丘中央公園	1
		本城公園	1
戸畑	1	都島臨海公園	1
合計		18	29